

番 号 : 1 6 0 0 3 5

国 名 : グアテマラ

担当部署 : 地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

案件名 : 地方貧困地域地下水給水・衛生政策アドバイザー業務 (基礎衛生)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 基礎衛生
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年4月上旬から2016年8月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 3.50M/M、合計 4.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	105日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月16日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	基礎衛生に係る各種業務(衛生管理、組織制度等)
対象国/類似地域	グアテマラ/全世界(本邦含む。)
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

グアテマラの人間開発指数HDI（2014年）は0.627、その順位は128位（2015, UNDP）と中米諸国ではホンジュラス（131位）、ハイチ（163位）について低く（Human Development Report, 2015, UNDP）、この背景の一つには依然解消されない劣悪な保健衛生環境がある。下痢症患者数はグアテマラ保健省確認の数値だけでも年間50万人台で推移し、生後12か月以下の乳幼児の年間死亡原因の第2位もしくは第3位を恒常的に占めている（グアテマラ保健省保健情報管理システムウェブサイト（2016年1月17日））。またこれら数値の首都圏と地方部との差は激しく、この背景には給水・基礎衛生^注サービスの普及が地方部ではいまだ立ち遅れていることが原因とされている。特に基礎衛生サービスにおいては、衛生的なトイレの普及がある程度進む一方で、給水サービスの拡大に伴う生活排水の増加に対応すべき下水道設備の普及が立ち遅れており、大部分の生活排水が下水管を通じて未処理で近隣河川に放流されている状態にある。

我が国はこれまでグアテマラの地方給水・基礎衛生分野に対し、無償資金協力「地方地下水開発計画（2004-2007）」及び同「フォローアップ協力（資機材供与）（2015-2016）」、技術協力「給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト（2010-2013）」を通じて継続的な支援を実施し効果を上げてきた。

2015年には地方振興庁が、これまでの支援を引き継いだ地方給水事業の更なる実施強化と、衛生事業支援制度の確立を目指し、「地方貧困地域地下水給水・基礎衛生政策アドバイザー業務」を我が国に要請した。同政策アドバイザー業務では、これまでの支援を踏まえた現状を確認し、「提言レポート」として地方給水・基礎衛生事業の技術支援官庁・地方振興庁（INFOM）が取るべき今後の基本戦略と活動を提案した。同レポートの中では、INFOM内で地方村落部への技術支援を行う地方村落水道計画実施部（INFOM-UNEPAR）の事業実施における現状を分析し、例えば、計画や実施、モニタリングや個別活動での各部署の役割と責任、外部組織との連携等を示した業務実施フローがない等の課題を把握した。これらを踏まえて同レポートでは、特に普及が遅れている基礎衛生分野に関し、基本戦略と活動を実現するための4つのINFOM-UNEPAR能力強化アプローチ（「実施体制の整理と再確立」と「研修プログラム作成と実施」、「湧水・地下水給水とのパッケージ化」、「モデルサイトでの実証作業」）を提案している。

注）本業務での「基礎衛生サービス」とは、トイレからの排水や生活雑排水を含んだ排水処理サービス全般を指す

7. 業務の内容

今回の政策アドバイザー業務では、2015年の政策アドバイザー業務で作成した「提言レポート」の具現化に向けた技術支援を行う。「提言レポート」で述べている4つのINFOM-UNEPAR能力強化アプローチのうち、特に今回は「基礎衛生事業の実施体制の整理と再確立」を支援し、INFOM-UNEPARの能力強化を図る。具体的には、基礎衛生事業の実施体制の確認（根拠となる法規制等を基に、事業プロセスや各部門の業務、事業実施時の留意点等を明確化）と、整理（「業務実施手順書」として取り纏め）を行い、INFOM-UNEPARによる基礎衛生事業の支援の質向上と効率化を図る。

加えて、2015年の政策アドバイザー業務ではINFOM-UNEPARによる基礎衛生事業の支援の現状と課題が十分把握できなかったため、今回、改めて情報収集を行う。グアテマラからは「提言レポート」を踏まえた行動計画が提出されており、その内容と現状、課題を踏まえて提言レポートの改訂も行う。「基礎衛生事業の実施体制の整理と再確立」支援は、この改訂版「提言レポート」も十分考慮し実施する。

これらを踏まえた今回の業務の概要は以下のとおり。

業務目標：	INFOMの管轄地域における基礎衛生事業への支援能力が強化される
成果1：	INFOM-UNEPARが実施する基礎衛生事業への支援について、課題が明らかにされる
成果2：	INFOM-UNEPARが実施する基礎衛生事業への支援について、戦略と活動等が整理される
成果3：	INFOM-UNEPARが実施する基礎衛生事業への支援について、実施体制とプロセスが確立される
活動1.1	基礎衛生に関する法規制や関連情報等の収集、分析

活動 1. 2	INFOM-UNEPAR が実施する基礎衛生事業への支援の課題分析
活動 2. 1	「提言レポート」(2015 年の政策アドバイザー業務で作成)に基づいた INFOM-UNEPAR の活動や事業実施状況等の分析
活動 2. 2	「提言レポート」の改訂及び戦略と活動等の再整理
活動 3. 1	INFOM-UNEPAR が実施する基礎衛生事業への支援について、改善策を検討
活動 3. 2	INFOM-UNEPAR が実施する基礎衛生事業への支援について、実施体制や手続き、関連組織等を整理し「業務実施手順書」を作成

また、具体的な業務方法は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2016年4月上旬)

- ①業務の背景と内容を把握する。
- ②地方給水・基礎衛生 (特に基礎衛生) に関する現状を既存資料から分析する。
- ③地方給水・基礎衛生 (特に基礎衛生) に関する政策や法規制、ガイドライン等を既存資料から整理する。
- ④他ドナーが実施する地方給水・基礎衛生事業 (特に基礎衛生事業) の分析を行う。
- ⑤留意すべき情報 (新政権発足後の政策やINFOM-UNEPARの組織、人員、予算等) を踏まえ、ワークプランを作成する。
- ⑥インセプション・レポート (IC/R) を作成し、JICA地球環境部へ説明、提出する。

(2) 現地派遣期間 (2016年4月中旬～2016年7月下旬)

- ①JICAグアテマラ事務所と打合せを行う。
- ②INFOM-UNEPARへIC/Rを説明する。
- ③新政権発足後の地方給水・基礎衛生 (特に基礎衛生) についての政策やプログラム等を含め、追加資料・情報を収集し分析する。
- ④INFOM-UNEPARと協働で、その地方給水・基礎衛生事業 (特に基礎衛生事業) の支援実施プロセスの課題を分析する。
 - イ) INFOM-UNEPAR 各部門で聞き取りを行う。
 - ロ) 地方給水・基礎衛生事業 (特に基礎衛生事業) において INFOM-UNEPAR と関係する組織へ聞き取りを行う。
 - ハ) 過去及び実施中の基礎衛生事業の視察と関係者やドナーの聞き取りを行う。
- ⑤INFOM-UNEPARと協働で、「提言レポート」(前回の政策アドバイザー業務で作成) 後の INFOM-UNEPARの活動を分析する。
- ⑥上記③～⑤を踏まえ、「提言レポート」を改訂する。
- ⑦INFOM-UNEPARと協働で、その基礎衛生事業の支援実施プロセスの改善案を検討する。
- ⑧上記⑥と⑦を踏まえ、INFOM-UNEPARの基礎衛生事業の支援実施プロセスをまとめた「業務実施手順書」(案)を作成する。
- ⑨「提言レポート (改訂版)」と「業務実施手順書」をINFOMへ説明し研修ワークショップを開くとともに、関係者からのコメントを踏まえ最終化する。
- ⑩「提言レポート (改訂版)」と「業務実施報告書」(共に西語版) をINFOMに提出する。
- ⑪JICAグアテマラ事務所への定例報告と現地調査の終了時報告を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2016年7月下旬)

- ①JICA地球環境部で帰国報告を行う。
- ②「提言レポート (改訂版)」と「業務実施手順書」(共に日本語版及び西語版) をJICA地球環境部に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (5) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン (和文3部)

- (2) インセプション・レポート（和文3部、スペイン語5部）
- (3) 「提言レポート」（改訂版）（和文3部、スペイン語5部）
- (4) 「業務実施手順書」（和文3部、スペイン語5部）
- (5) 専門家業務完了報告書（和文3部、CD-R）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。報告書等の記載項目については、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒グアテマラシティ⇒成田を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の項目を含む一般業務費については、当機構グアテマラ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（一般業務費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - ・ 特殊傭人費（通訳傭上）
 - ・ 車両関連費
 - ・ 旅費・交通費（通訳出張旅費）
 - ・ 通信・運搬費
 - ・ 資料等作成費（翻訳費用）臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年4月12日～7月25日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 便宜供与内容

JICAグアテマラ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 通訳傭上
あり（西語-現地言語）
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAグアテマラ事務所が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
INFOM-UNEPARIにおける執務スペース提供（ネット環境完備）。

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構の図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・グアテマラ共和国 無償資金協力「地方地下水開発計画」基本設計調査報告書
(http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_611_11769437.html)
 - ・グアテマラ共和国 技術協力「給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト」終了時評価調査報告書
(http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_611_12228987.html)
- ②本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部 水資源グループ水資源第二チーム (TEL:03-5226-9507) にて配布します。
 - ・グアテマラ共和国「地方貧困地域地下水給水・衛生政策アドバイザー業務」業務完了報告書（「提言レポート」含む）、「提言レポート」に対するINFOM-UNEPARからのコメントと行動計画レター

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意して下さい。当地の治安状況については、JICAグアテマラ事務所、在グアテマラ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行って下さい。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意して下さい。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上